

新型コロナウイルス感染法上の位置づけが5類に移行となり、山梨県より、感染拡大防止対策への協力を随時お願いしているところです。今後も国や県の方針を基に対策の一部を見直す中で引き続き、感染拡大防止を図っていきますので対応の徹底をお願いします。

1. 職員対応（当施設に勤務する全ての職員）

- ☐ 出勤前に体温測定し、37.0度以上の発熱（基礎体温が高い人は+1度以上）、のどの痛み、咳、味覚・嗅覚異常、息苦しさ、強い怠さ（倦怠感）等体調不良の場合
 - ①施設に連絡し、欠勤する。
 - ②かかりつけ医の指示を受ける。（相談結果を施設に報告）
 - ③必要により医療機関を受診する。（受診結果を施設に報告）
 - ④陽性診断の場合、発症日を含み6日間（体調が回復するまで）自宅待機する。
施設に状況を報告し休業とする。（医師から感染したと分かる書類提出により特別休暇扱い）また、復帰後は感染が判明した日から10日間N95マスクを着用する。
- ☐ 家族に感染者、あるいは感染の疑いのある場合は、職員本人が出勤前に抗原検査を実施し、陰性を確認後に出勤する。但し、感染が判明した日から10日間は家庭内・施設内においてN95マスクを着用する。
- ☐ 日勤職員、夜勤専門員、入浴専門員は、出勤時に検温を実施する。
- ☐ 施設内はマスク着用、手指消毒を徹底する。
- ☐ ゴーグル又はフェイスシールドについては、原則不要とするが、作業・活動・入浴・食事の支援時等、状況により自己判断にて着用する。
- ☐ 部外者との会議等は、極力少人数で行い、会議室等広い場所を使用する。
- ☐ 施設内は1日に2回（昼・夜）、人が触れる部分を中心に消毒を行う。
（ドアノブ、手すり、トイレ等）
- ☐ 勤務中に体調不良を認めた場合は、直ちに帰宅させるとともに、医療機関への受診を徹底する。

2. 利用者対応

＜入所利用者＞

- ☐ 9:00～毎日体温測定を実施。37.0度以上の発熱他、咳、味覚・嗅覚異常、息苦しさ、強い怠さ（倦怠感）等がある場合は、居室等で隔離、看護師に報告し、感染状況等により、保健所等の指示を受ける。
- ☐ 食事前やトイレ後の手洗い・手指消毒を徹底する。
- ☐ 昼食時間は12:00からとする。
- ☐ 施設内では、必ずマスクを着用する。
- ☐ 外泊は可能とする。（自宅以外も外泊可）
- ☐ 受診・外出等は単独でも可能とする。（※単独外出が許可されている人）
 - ①買い物等の私的な外出は、私的外出制度を利用して職員と出かける。
 - ②外出時は、マスクを着用し、帰所時には体温測定し、手洗いと手指消毒を徹底する。
 - ③人混み 密閉・密集・密接の「三つの密」のある場所は極力控える。
 - ④セブン旭店への個人外出は、平日（火・木曜日）の午後3時15分～4時30分

の間、火・木が祝日等の場合は午前9時00分～10:00の間で許可する。

(※外出の際は、申請簿記入、名札移動、職員への声掛けを行うこと)

□ セブンからの個人配達を当面中止していることから、その間の注文は職員を通して行い、金曜日午後、職員が一括して受け取ることとする。

□ 施設内(部屋や廊下等)の空気を新鮮に保つため、十分な換気に努める。

＜短期入所者・日中一時利用者＞

□ 利用前に自宅で体温測定し、37.0度以上で施設利用を中止とする。

(利用開始前に玄関で体調確認・体温測定をする。)

付添者についても、施設内に入る際は体温測定をしてもらい、手指消毒の上マスクを着用する。

□ 利用中は、入所利用者に準ずる。

＜通所利用者＞

□ 毎朝、自宅で体温測定し、職員に体温を報告する。37.0度以上で施設利用を中止とする。本人申告が不確実な利用者は、職員が体温測定する。

□ 送迎利用者は、乗車前に手指の消毒をし、送迎中は車内の換気に努め、極力会話を自粛する。

□ 昼食時間は12:00からとする。

□ 施設利用時は、マスクを着用する。

※ 発熱、のどの痛み、咳、味覚・嗅覚異常、息苦しさ、強い怠さ(倦怠感)等の症状がある場合には、看護師に相談し指示を受ける。

※ 感染者、あるいは感染の疑いのある者との濃厚接触のある利用者は、施設に報告し、指示を受ける。

※ 発熱等の理由で利用を中止した場合は、相談支援事業所等に報告する。

＜新規利用者等＞

□ 利用開始前、体調確認を十分に行ったうえ利用を開始する。

□ 利用希望者の見学は、体温測定、手指消毒、マスク着用とする。

※但し、直近の感染状況を見極めて判断することとする。

3. 部外者対応

＜保護者・相談支援・薬局・市町村・日中活動講師等＞

□ 面会は、曜日・時間等の制限なく可能とする。

(※必ず、事前連絡をお願いする)

□ 外部講師等による日中活動を再開する。

□ 来客者は、体温測定、手指消毒、マスク着用とする。

＜納入業者等＞

□ 施設内に入る際は、体温測定、手指消毒、マスク着用とする。

□ ヤクルトの販売は、昼休み作業棟前で行う。

□ 小林リースは、物品納入は喫煙所入口からとし、受付後、体温測定、手指消毒の上、マスク着用とする。(搬入日:毎週土曜日)

□ リースキンのマット交換は、体温測定、手指消毒の上マスク着用とする。

□ 出張理美容は、月2回:Aブロック居間、通所休憩室で行う。

(※状況により場所の変更を行う)

※面会者や業者等、施設内に出入りした者の氏名・来訪日時・来訪先等について「来訪者受付確認票」への記入を徹底する。

※感染拡大防止対策等については、別紙①②③